

資料 2

(案)

基安労発〇〇第〇号
令和元年〇月〇日

都道府県労働局労働基準部長あて

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長

外国において一定の資格を有する者に対する潜水土免許の付与について

標記については、高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号）第 52 条の規定において、潜水土免許試験に合格した者のほか、厚生労働大臣が定める者に潜水土免許を与えることとされている。具体的には、高圧室内作業主任者及び潜水土免許規程（昭和 47 年労働省告示第 130 号）第 2 条の規定において、外国において潜水土免許を受けた者に相当する資格を有し、かつ、潜水土免許を受けた者と同等以上の能力を有すると認められる者（潜水業務の安全及び衛生上支障がないと認められる場合に限る。）に与えることとされている。

今般、外国において潜水業務に関する資格を取得した者が、日本で潜水業務を行うために潜水土免許を受けようとする場合の運用について、別記のとおり明確化を図ることとしたので、了知されたい。

なお、申請者を雇用する者及び雇用しようとする者を対象として、潜水土免許を取得するための手続の明確化及び同免許の取得に係る予見可能性の向上の観点から、別添のとおり、申請マニュアルを作成したので、関係者に周知を図るとともに、相談対応等に活用されたい。

1 基本的な考え方

日本語を解さないために潜水土免許試験による免許の取得が困難な者が日本で潜水業務を行うために潜水土免許を受けることを希望するときは、潜水土免許の申請者を希望する者の住所を管轄する都道府県労働局において、次の表に基づき、申請者に関する次のアからウまでの事項について確認した上で、申請者を雇用する又は雇用しようとする事業者に関するエの事項について確認した場合に限り、都道府県労働局長から潜水土免許を与えることとする。

- ア 外国において潜水土免許を受けた者に相当する現に有効な資格（以下「外国資格」という。）を有すること
- イ 外国資格の取得に当たり、高圧室内作業主任者及び潜水土免許規程（昭和 47 年労働省告示第 130 号）第 2 条の 2 に規定する潜水土免許試験の試験科目のうち、関係法令以外のすべての試験科目及び範囲を含む学科を習得していること
- ウ 高気圧業務特別教育規程（昭和 47 年労働省告示第 129 号）第 6 条の表中の関係法令の科目に示された範囲及び時間に適合する内容について、申請者を雇用しようとする事業者が実施する教育を受け、必要な知識を有すること
- エ 申請者を雇用する又は雇用しようとする事業者が作成した業務計画書等により、潜水業務の安全及び衛生上支障がないことについて、申請者が通常使用する言語を理解する者と共同で作業を行うことにより作業者間の意思疎通を確認すること

潜水土免許試験の試験科目及び範囲		確認方法
試験科目	範囲	
潜水業務	潜水業務に関する基礎知識 潜水業務の危険性及び事故発生時の措置	申請者が保有する外国資格を取得するために必要な学科が左記の試験科目及び範囲を包含しているかどうかを確認
送気、潜降及び浮上	潜水業務に必要な送気の方法 潜降及び浮上の方法 潜水器に関する知識 潜水器の扱い方 潜水器の点検及び修理の仕方	
高気圧障害	高気圧障害の病理 高気圧障害の種類とその症状 高気圧障害の予防方法 救急処置 再圧室に関する基礎知識	

関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項 高気圧作業安全衛生規則	外国資格を取得する時点で習得することが想定されないため、申請者を雇用しようとする事業者が教育を行ったことをもって申請者が必要な知識を有するものと判断。
------	---	---

2 都道府県労働局における審査の方法

1のアについては、外国資格が、外国において日本語以外の言語を用いて取得したものであることに加え、発行機関により真正性及び申請時点での有効性が確認されたものであることを確認すること。

1のイについては、別表「外国資格対応表」を提出させ、申請者が外国資格を取得するに当たり修了した講習等が、潜水土免許試験のすべての試験科目と範囲（関係法令を除く。）を包含していることを確認すること。なお、外国資格はその取得時期、取得方法等により修了した講習等が一律ではないことから、原則として、個別に審査する必要があること。

1のウについては、高気圧業務特別教育規程第6条の表中の関係法令の科目に示された範囲及び時間に適合する内容について、十分な知識を有する者が教育を行っていることを確認すること。

1のエについては、申請者を雇用する又は雇用しようとする事業者が作成した業務計画書等を提出させ、当該事業場において、潜水業務の安全及び衛生上支障がない業務実施体制が整備されていることを確認すること。事業者において、一般定期健康診断や潜水業務に係る特殊健康診断の適切な実施その他基本的な安全衛生上の措置が講じられていることが前提であることは言うまでもないこと。

3 留意事項

本件申請は、申請者が保有する外国資格の要件の確認、申請者を雇用しようとする事業者による安全衛生管理体制の確保の状況により個別の審査が必要であることから、免許の付与についての予見可能性を高め、円滑な資格付与に資するため、申請を希望する者の住所を管轄する都道府県労働局健康主務課において、申請前に事前相談を受け、必要な助言等を行うことが適当である。

申請者が保有する外国資格の要件の確認は、全国で斉一的に行うべきものであることから、事前相談の段階であっても、必要に応じて本省労働衛生課あて照会すること。本省労働衛生課においては、外国資格の要件の確認に係る個別の審査を通じてデータを蓄積し、当該資格の取得時期及び取得方法により要件を満たすことが判明したものについては、審査に必要な資料を簡素化していくこととしている。

別表

外国資格対応表

(潜水士免許試験の試験科目及び範囲並びに外国資格証取得時に習得した能力要素の整理表)

潜水士免許試験			海外資格証で習得した能力要素					
	試験科目	範囲						
1-1	潜水業務	潜水業務に関する基礎知識	〇					
1-2		潜水業務の危険性及び事故発生時の措置						
2-1	送気、潜降及び浮上	潜水業務に必要な送気の方法						
2-2		潜降及び浮上の方法						
2-3		潜水器に関する知識						
2-4		潜水器の扱い方			外国資格証の関連する講義科目等を個々に対応させる。			
2-5		潜水器の点検及び修理の仕方						
3-1	高気圧障害	高気圧障害の病理						
3-2		高気圧障害の種類とその症状						
3-3		高気圧障害の予防方法						
3-4		救急処置						
3-5		再圧室に関する基礎知識	〇					
4-1	関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項	高気圧業務特別教育規程第6条の表中の関係法令について、別途教育を実施					
4-2		高気圧作業安全衛生規則						

注) ○を付けた要素ごとに、習得時の講義や試験の科目や解説を添付して示すこと。